
1. 導 入

1.1 このレポートの位置づけ

このレポートは、「東日本大震災」と「図書館」という2つのキーワードを軸に、震災によって図書館に起こったことと、震災と図書館に関する情報について可能な限り網羅的に調査し、参考情報を整理したものである。

調査対象期間	2011年3月11日の震災発生から2012年3月中旬までの約1年間
調査対象の情報	東日本大震災後に発表された、図書館の被災・復興状況、関連する支援活動・支援組織、震災の記録や経験を残す活動などに関する資料・情報。
調査方法	目録データベース・電子ジャーナル・インターネット・印刷資料で基本的な調査を行い、必要に応じて各種イベントへの参加・関係者へのヒアリング・資料取り寄せなどを実施した。
内容	震災による図書館の被害及び復興状況、震災と図書館に関わる様々な活動や情報を集め、書誌的事項やイベント内容などを整理し、時系列・地域・情報の種類など多角的観点から整理しなおした。また、各項目には概要や関連文献の記述を加えた。あわせて、図書館の復興に関わった関係者による複数の論考も掲載した。

また、次のような形でレポートを活用して頂くことを想定している。

- 後世の利用者が、数多くある東日本大震災の情報を「図書館」の観点から再整理した記録資料として閲覧する。
- 図書館員が、東日本大震災と図書館に関する情報を得るためのレファレンスツールとして参照する。
- 研究者が、震災と図書館について知るための基礎資料として活用する。

以上の前提を持つこのレポートには、ジャーナリスティックな報告や劇的なストーリー、専門家による高度な分析は含まれていない。また、このレポートは既存の情報を組織化したものであり、東日本大震災に関する1次情報を収載したものではない。レポートがカバーする範囲も「日本」の「図書館」に限っており、東日本大震災及び図書館の災害全般について、歴史及び分野を網羅的に調査考察したレポートではないことを予めご了承ください。

1.2 リポートの内容に先立って

2012年3月11日(日)。東北地方の一部では、雪が降っている。ちょうど1年前のこの日も、何か特別な日ではなく、普段と同じ日常がそこにあった。

人間が生きて行く中で、自分の身の回りの「世界が変わる瞬間」を感じる経験は、誰しも多かれ少なかれあるだろう。自分の生活、生き方、考え方、感覚が変わる瞬間。そのきっかけは外的要因によってもたらされることが多く、喜び・怒り・哀しみ・楽しみ・驚き・恐怖などを伴って、個々人の記憶に深く刻み込まれる。ましてや、それが突然起こったアクシデントによるものであり、個人の力で抗いようのない事態を引き起こし、理不尽にも多くの人の命が呑み込まれた揚句、それらの情報が多様なチャンネルを通じて広く世界にもたらされた時、多くの人々が「世界が変わる瞬間」を共有し、以後の日常が大きく変化してゆくことになる。

* * *

2011年3月11日(金)14時46分、宮城県三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の「東北地方太平洋沖地震」が発生した。これが、被災した東北の一地域だけでなく、日本全体・世界全体にショックを与え、世界の様態を変えることとなった一連の「東日本大震災」¹の始まりであった。

* * *

常日頃から地震の多い日本では、地震の初期微動を感じると、多くの人が「地震が来るぞ」と内心構える。その後、体感で揺れの大きさを測りながら、次の対応を考える。しかし、この地震は違った。爆発などで瞬間的にエネルギーが放出されるのとは異なり、徐々に、だが速やかに揺れが強くなる。建物が嫌な音とともに軋み、地鳴りとともに地面が揺らぐ。自分が経験的に知っている揺れを超えて身の危険を感じた時、それまでの不安が恐怖に替わる。特にこの地震は、強い揺れが長かった。観測された最高震度は7。気象庁の震度階級関連解説表²によれば、震度7は「立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。」「固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。」「壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。」と表現されている。まず、この強烈な「揺れ」という第1波で、被災地の建物が多数被害を受け、一部で火災が発生した。

¹ 気象庁の命名による地震の名称は「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(The 2011 off the Pacific coast of Tohoku Earthquake)」。この地震によって発生した様々な災害は、内閣府によって「東日本大震災(the Great East Japan Earthquake)」と命名された。

² <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/shindo/kaisetsu.html>

第 2 波は、文字通りの「波」だった。東南アジアや南アメリカなどで発生する大地震でも報道される大きな「津波 (tsunami)」。その言葉を生んだ国を、地震の強烈なエネルギーから生じた巨大な津波が襲った。場所によっては遡上高 38.9mにも達したと推測される津波³は、防潮堤を軽く乗り越え、揺れで惑う沿岸部の人々を家や車ごと容赦なく呑み込み、すべてのものを根こそぎ海へとさらっていった。

普通の地震であれば、どんなに大きくても第 1 波の「揺れ」と第 2 波の「津波」に伴う建物や施設の倒壊・火災・水害などの「目に見える被害」が中心であり、速やかに救援対策が立てられる。だが、次の波は目に見えなかった。地震発生とともに、震源に近い沿岸部で稼働していた宮城県の東北電力女川原子力発電所 (1~3 号機)、福島県の東京電力福島第一原子力発電所 (1~3 号機) (以下「福島第一原子力発電所」という。)、東京電力福島第二原子力発電所 (1~4 号機) はすべて運転を停止⁴。原子力発電所の安全に問題は無いように思えたが、15:42 には福島第一原子力発電所から経済産業大臣をはじめとする関係者に対し、津波により全交流電源が喪失し原子力緊急事態が発生した旨の通報⁵があり、事態は一気に深刻化した⁶。原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、19:03 には原子力緊急事態宣言⁷が出され、同日 21:23 には福島第一原子力発電所から 3km 以内の住民に避難指示が、10km 以内の住民には屋内退避指示が内閣官房から出された⁸。避難指示が出された区域は、3 月 12 日午後には 10km 以内に広がり、15:36 に発生した福島第一原子力発電所の 1 号機で爆発が起った後、同日夜に 20km 以内にまで広げられた⁹。最終的に、4 月 22 日午前 0 時をもって福島第一原子力発電所から 20km 圏内は「警戒区域」に設定され、緊急事態対応などを除いて立入禁止となった¹⁰ (原子力発電所関係の災害の詳細については専門家の分析に委ね、このレポートでは扱わない)。津波で制御不能になった福島第一原子力発電所の事故は、震災直後こそ周辺住民に対して「目に見える被害」を与えてはいないが、第 3 波

³ 東京海洋大 岡安章夫教授による岩手県宮古市姉吉地区の現地調査に基づく遡上高 (津波が陸地を遡った高さ、「津波到達 38.9 メートル」『読売新聞』2011.04.15, 夕刊)。

⁴ 経済産業省原子力安全・保安院による「地震被害情報」に基づく。第 1 報 (2011 年 3 月 11 日 14:46、<http://www.meti.go.jp/press/20110311017/20110311017.pdf>) で当該発電所の当該機は「全て運転を停止しました。」となっており、第 2 報 (同日 16:15、<http://www.meti.go.jp/press/20110311018/20110311018.pdf>) で「自動停止」と表現されている。

⁵ 同じく原子力安全・保安院による「東京電力株式会社から送付された原子力災害対策特別措置法第 10 条に基づく通報資料等の公表について」(2011 年 6 月 24 日公表、<http://www.nisa.meti.go.jp/oshirase/2011/06/230624-2.html>) のページにある、「(1) 福島第一原子力発電所」の「異常事態連絡様式 (10 条通報以降の原子炉の状況や事業者の措置等を報告するための連絡様式) による報告資料 (添付資料 1)」(<http://www.nisa.meti.go.jp/earthquake/plant/1/plant-1.pdf>) 中に、各日ごとの「特定事象発生通報 (原子炉施設)」等の通報資料 (<http://www.nisa.meti.go.jp/earthquake/plant/1/230617-1-1.pdf>) がある (最初の通報は 15:42)。

⁶ 福島第一原子力発電所だけでなく、福島第二原子力発電所からも異常事態報告が上がっている。

⁷ <http://www.kantei.go.jp/saigai/pdf/kinkyujitaisengen.pdf>

⁸ 首相官邸ページ、官房長官記者発表 (平成 23 年 3 月 11 日 (金) 午後)「原子力災害対策特別措置法の規定に基づく住民への避難指示について」http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201103/11_p4.html

⁹ 官房長官記者発表 (平成 23 年 3 月 12 日 (土) 午後)「福島第一原子力発電所について」http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201103/12_p2.html

¹⁰ 官房長官記者発表 (平成 23 年 4 月 21 日 (木) 午前)「警戒区域の設定について」http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201104/21_a.html

である「原子力発電所の事故」は、原子力の不安と恐怖を日本及び全世界に広げることになった。

東日本大震災は、地震・津波・原子力発電所の事故という災害が立て続けに襲いかかった衝撃的な震災であることは事実である。だが、この震災が世界中に広く知れわたり、146カ国¹¹に及ぶ国々と数多くの人々が、様々な形で日本に支援の手を差し伸べてくれているのは、単に衝撃の大きさだけではないだろう。

この震災では、政府をはじめ、多くの報道機関がインターネットを使って東日本大震災に関する情報提供を行った。そうしたマスメディア以上に、被災者自身や支援活動のために現地入りした人々が、一般に普及しているデジタルカメラ・ビデオカメラ・携帯電話・スマートフォンなどを使って記録をとり、それぞれの視点と経験に基づく膨大なテキスト・画像・動画・データをインターネットにアップロードしていった。その結果、地震発生直後の早い段階から「統制された情報」とは別の選択肢として「個人がネットワークに提供した情報」のチャンネルが開かれ、世界中の人々が、インターネットを通じて自分の意思で情報を選択して閲覧することができた。それらの情報の中には既に消えてしまったものもあるが、依然として多くの情報がインターネットに残っており、一種の集合知とも言えるソーシャルアーカイブが自然と形成されている。もちろん、個人の提供した情報がデマの元になったり、憶測や誤った情報が不安を助長したケースもあり、個人の情報提供を手放して良いと言い切る事はできない。しかしながら、情報の展開という点では、インターネットとソーシャルネットワークサービスによって、多角的な情報が世界的に広く流通し、少なくとも 20 世紀の状況とは大きく異なる「情報伝達の波」が起っていると見ることができる。もし、同じ災害が 1970 年代に起こっていたらどうだったであろうか？デジタルカメラもデジタルビデオカメラもなく、手軽に画像を扱う事の出来る PC もなければインターネットも未発達、当然 Google・twitter・flickr・YouTube といったサービスもなく、携帯電話や iPhone のような便利な道具もない。そのような状況の中で、果たして我々に情報選択の余地がどれだけあったかは分からない。

地震発生から 1 年経った今、2012 年 3 月 11 日に警察庁緊急災害警備本部が発表した資料では、震災による北海道・東北・東京・関東における死者数は 15,854 人、負傷者は 26,992 人、いまだ行方不明の方は 3,155 人に上っている¹²。福島第一原子力発電所では事態収束に向けた懸命な努力が行われている最中であり、その被害や影響の全体像の解明は、今後の情報公開や調査研究を待たねばならない。日本政府は約 1 か月前の 2012 年 2 月 10 日に「復

¹¹ 外務省の flickr ページ ”Tohoku-Pacific Ocean Earthquake(MOFA, Japan)’s photostream” (http://www.flickr.com/photos/mofaj_tohoku/collections/) に写真が掲載されている国の数。

¹² 警察庁緊急災害警備本部、広報資料「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」
<http://www.npa.go.jp/archive/keibi/biki/higaijokyo.pdf>

興庁」¹³を作り、これから本格的に復興に向けて歩みだそうとしている段階である。

こうしている間にも、様々なチャンネルで震災に関する情報が生みだされており、同時に少しずつ震災に対する意識が人々の間で薄れつつあることに焦りも感じる。世界が変わる瞬間を体験したとしても、それを意識しない限り、人の記憶はあっさりと上書きされてしまうことがある。震災に関するすべての情報を網羅して整理することは困難だが、大きな震災と危機を経験した国の国立図書館の責務として、「東日本大震災と図書館」に関する情報の存在を記録せねばなるまい。このレポートが、読む人の震災の記憶を新たにするとともに、震災を知らない人のための情報整理に役立てば幸いである。

¹³ 復興庁設置法（平成 23 年 12 月 16 日法律第 125 号）に基づき、内閣の下の庁として発足。2021 年 3 月 31 日までに廃止される時限的な組織。

1.3 東日本大震災の概況（2012年3月11日時点）

表 1 概況¹⁴

震災の名称	東日本大震災（the Great East Japan Earthquake）（2011年4月1日 閣議決定）
異なる名称	<p><日本語></p> <p>東北関東大震災 東北・関東大地震 東北沖大地震 宮城・茨城沖大地震 東日本大地震 東北太平洋沿岸地震</p> <p>3.11</p> <p><英語></p> <p>the Japan Earthquake the Tohoku Earthquake the Tohoku Japan Earthquake the East Japan Earthquake the Tohoku-Kanto Earthquake the Tohoku-Pacific Ocean Earthquake</p> <p>※英語表記については、前後に”Great”や”and Tsunami”が付くケースあり。</p>
地震の名称	平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震 （the 2011 off the Pacific coast of Tohoku Earthquake）（2011 年 3 月 11 日 気象庁決定）
発生日時	2011 年 3 月 11 日（金）14 時 46 分（日本時間）
規模	モーメントマグニチュード 9.0（日本における観測史上最大規模）
最大震度	7（宮城県栗原市で観測）
震源の深さ	24km
震源地	北緯 38 度 06.2 分、東経 142 度 51.6 分（三陸沖）

¹⁴ 「発生日時」以下は気象庁ホームページ「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」
 (http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/2011_03_11_tohoku/index.html) から引用。

表 2 津波

津波の範囲	37 都道府県（内陸部の県以外では、秋田県と福井県を除く全沿岸域）で観測 ¹⁵ 。 海外ではアメリカ、チリ、エクアドル、メキシコ、ポリネシア、ペルー、トンガ、 パプアニューギニアで 1m2cm～2m47cm の波を観測 ¹⁶ 。
最高値	16.7m（岩手県大船渡市白浜漁港。痕跡等から推定。気象庁発表 ¹⁷ ）
浸水面積 ¹⁸	561km ²

表 3 余震（2011 年 3 月 11 日～2012 年 3 月 11 日、「本震」除く）

規模 ¹⁹	M5.0 以上=602 回、M6.0 以上=97 回、M7.0 以上=6 回
震度 ²⁰	震度 5 弱以上=46 回（2011 年 3 月 11 日には震度 6 強を含めて 10 回の余震あり） 2011 年 4 月 7 日 23:32 に宮城県沖を震源とする震度 6 強の強い余震あり。 最近の余震は、2012 年 2 月 19 日 14:54 茨城県北部を震源とする震度 5 弱の余震。
特記事項	東北地方太平洋沖地震発生の翌日、2011 年 3 月 12 日（土）3:59、M6.7、震源の深さ 8km の長野県北部地震が発生。長野県下水内郡栄村で震度 6 強を観測。栄村の各所で大きな被害があった。

¹⁵ 気象庁「平成 23 年 3 月 地震・火山月報（防災編）」表 2-1、2-2、2-3

（http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/2011_03_11_tohoku/tsunami_jp.pdf）

¹⁶ 気象庁「平成 23 年 3 月 地震・火山月報（防災編）」図 2-7 海外の検潮所で観測された津波の高さ（最大値）（http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/2011_03_11_tohoku/tsunami_world.pdf）

¹⁷ 気象庁「津波の高さと被害（2010 年チリ中部沿岸の地震津波、2011 年東北地方太平洋沖地震の事例より）」（津波警報の発表基準等と情報分のあり方に関する検討会第 1 回会合、資料 2-2）（http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/tsunami_keihou_kentokai/kentokai1/siryou2-2.pdf）。

¹⁸ 国土地理院「津波による浸水範囲の面積（概略値）について（第 5 報）」2011 年 4 月 18 日（<http://www.gsi.go.jp/common/000059939.pdf>）

¹⁹ 気象庁ホームページ「東北地方太平洋沖地震の余震回数」
http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/2011_03_11_tohoku/aftershock/

²⁰ 気象庁「震度 5 弱以上を観測した地震」http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/2011_03_11_tohoku/i5.pdf

表 4 人的被害²¹

死者	15,854 人	16,140 人
行方不明者	3,155 人	3,123 人
負傷者	26,992 人	6,112 人
避難者	—	71,124 人

表 5 建物被害²²

建物全壊戸数	129,107 戸	128,582 棟
建物半壊戸数	254,139 戸	244,031 棟
火災	(全焼、半焼合計) 281 戸	286 棟
床上浸水	20,427 戸	20,425 棟
床下浸水	15,503 戸	15,502 棟
一部破損	691,728 戸	691,882 棟

表 6 被害額推計²³

被害額総計	約 16 兆 9 千億円
-------	--------------

参考 1：その他の情報

- 岩手県・宮城県・福島県を中心に、北海道から関東まで広い範囲にわたって揺れと被害が生じた。
- 東京を中心とする首都圏を震度 5 クラスの揺れが襲った。
- 千葉県浦安市などで大規模な地盤の液状化現象が見られた。
- 建物倒壊などによる人的被害や火災は比較的少なかった（震度 7 の宮城県栗原市の死者はゼロ）。一方、死者や建物の破壊のほとんどは津波によるものであった。
- 地震による津波で、福島第一原子力発電所の事故が発生した。
- 地震、津波に加えて、原子力発電所の事故を理由とした避難者が発生している。
被災地では電気・ガス・水道・通信等のインフラが止まったが、1 か月前後でかなりの範囲が回復した。

²¹ 左欄＝警察庁緊急災害警備本部、広報資料「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」(2012 年 3 月 11 日) <http://www.npa.go.jp/archive/keibi/biki/higaijokyo.pdf>、右欄＝消防庁災害対策本部「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(第 144 報)」(2012 年 2 月 11 日 17:00)

(<http://www.fdma.go.jp/bn/data/%E5%B9%B3%E6%88%9023%E5%B9%B4%EF%BC%882011%E5%B9%B4%EF%BC%89%E6%9D%B1%E5%8C%97%E5%9C%B0%E6%96%B9%E5%A4%AA%E5%B9%B3%E6%B4%8B%E6%B2%96%E5%9C%B0%E9%9C%87%EF%BC%88%E7%AC%AC144%E5%A0%B1%EF%BC%89.pdf>)

²² 人的被害と同じく、左欄＝警察庁緊急災害警備本部発表、右欄＝消防庁災害対策本部発表

²³ 内閣府(防災担当)記者発表資料「東日本大震災における被害額の推計について」(2011 年 6 月 24 日) <http://www.bousai.go.jp/oshirase/h23/110624-1kisyu.pdf>

- 被災地の物資不足に加えて、東京を中心とする首都圏等では、震災後およそ数週間、食料・水・マスク等の買い占めと、ガソリンの供給不足が起こった。
- 震災の後も強い余震が多く発生した。震災後 1 年経った今も、時折余震が起こっている。

表 7 参考 2：関東大震災及び阪神・淡路大震災との比較

	関東大震災 ²⁴	阪神・淡路大震災 ²⁵	東日本大震災
地震の名称	大正関東地震	兵庫県南部地震	東北地方太平洋沖地震
発生日	1923 年 9 月 1 日 (土)	1995 年 1 月 17 日 (火)	2011 年 3 月 11 日 (金)
発生時刻	11:58	5:46	14:46
震源地	相模湾北西部	淡路島北部	三陸沖
震源の深さ	—	16km	24km
規模 (モーメント)	M7.9	M6.9	M9.0
最大震度	7 (小田原、三浦半島等)	7 (兵庫県神戸市)	7 (宮城県栗原市)
死者	105,385 人	6,434 人	15,854 人
行方不明者		3 人	3,155 人
建物被害 (全半壊、一部)	160,306 棟	639,686 棟	1,074,974 戸
火災による焼失	212,353 棟	7,574 棟	281 戸
災害の特徴	昼時に発生 双子の地震 火災・建物倒壊などによる複合的災害	明け方に発生 揺れによる災害 建物倒壊による人的被害	大津波による災害 原子力発電所の事故

²⁴ 消防庁防災課「特集 1 関東大震災 80 年を経ての教訓」『消防の動き』平成 15 年 9 月、390 号
(<http://www.fdma.go.jp/ugoki/h1509/03.pdf>)、鹿島建設「特集：関東大震災を知る study1」『Kajima MONTHLY REPORT DIGEST』2003-September
(http://www.kajima.co.jp/news/digest/sep_2003/tokushu/toku01.htm)、鹿島建設プレスリリース「鹿島小堀研究室の研究成果を基に、理科年表が関東大震災の被害数を 80 年ぶりに改訂」2005/09/09
(<http://www.kajima.co.jp/news/press/200509/9a1fo-j.htm>)

²⁵ 消防庁「阪神・淡路大震災について (確定報)」平成 18 年 5 月 19 日
(<http://www.fdma.go.jp/data/010604191452374961.pdf>)

1.4 日本の図書館の概況（2011年4月1日時点）²⁶

1.4.1 図書館の所管と構造

日本の国立図書館は国立国会図書館であり、館種を超えた図書館の集まりとして日本図書館協会がある。国内における図書館の所管は、大きく公共図書館と大学又は学校図書館で分かれており、公共図書館に含まれる公立図書館は地方自治体又は教育委員会が、大学図書館・短期大学図書館・高等専門学校図書館・学校図書館などは各学校法人又は文部科学省が所管している。また、公立図書館は行政区分に応じて都道府県立、政令指定都市立、市立、町村立の図書館があり、それぞれの館が所属する地方自治体が所管する形になっているが、基本的に都道府県立図書館を軸とした県レベルで図書館間の連携ネットワークが組まれている。

このような縦割構造において、図書館間の横の協力・連携を進めるために、日本図書館協会を筆頭に地域別、国公立別、館種別、主題別に多くの図書館協議会が設けられている（図書館関連の協議会については「7.7」を参照）。なお、国の機関で国内の図書館全体を統括するセクションはない。

1.4.2 利用者の環境

日本ではインターネットの普及が進み、若者の活字離れが懸念されているが、国民は総じて乳幼児の頃から本に触れ、小学校・中学校の義務教育課程の中でも本に親しむ環境が作られている。また、インターネットの人口普及率は2010年で78.2%で前年から漸増しており、世代別には利用率90%を超える13歳～49歳の世代層を中心としつつも70歳以上の高齢者の利用者が増加している²⁷。書籍流通の現場では、Amazonなどオンライン書店の隆盛、大規模古書店の展開、電子書籍の流通によって従来型の店舗を持つ書店の経営に変化が見られるが、これは情報を受け取る「利用者」の立場からすれば、個々人の状況に応じた情報入手先の選択肢が広がったとも言える。

1.4.3 社会における図書館

こうした状況において、日本における図書館は情報流通の一端を担う立場にあり、その名称は国民の間に広く認知されている。その背景には、規模の大小を問わずほとんどの学

²⁶ 日本図書館協会 図書館調査事業委員会編「日本の図書館 統計と名簿 2011」日本図書館協会、2012、ISIL（図書館及び関連組織のための国際標準識別子）<http://www.ndl.go.jp/jp/library/isil/index.html>、文部科学省 初等中等教育局児童生徒課「平成22年度「学校図書館の現状に関する調査」の結果について」2011年6月1日

（http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/06/_icsFiles/afieldfile/2011/06/02/1306743_01.pdf）、及びインターネット上の各種情報などをもとに整理した。

²⁷ 総務省「平成23年版 情報通信白書」

（<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h23/pdf/n4010000.pdf>）第4章第1節1 インターネットの利用動向、pp.186-187

校・地域・大学に図書館が設置されており、常に身近にあることも一因と言える。公立図書館については都道府県・政令指定都市・特別区・市レベルの図書館設置率はほぼ 100%となっているが、都市部への集中、町村合併等による地方の図書館の実質的な館数減などの実態がある。なお、人口と利用統計から単純に算出すると、日本の国民全員が 1 年間に約 2.27 回以上公立図書館に通い、5.48 冊以上の資料を借りていることになる²⁸。その一方で、レファレンスサービスについては以前から不十分との指摘もあることから²⁹、日本の図書館におけるサービスは比較的「貸出業務」に力を入れている傾向が見られる。

さらに、日本国内の景気減速の影響を受け、館種を問わず多くの図書館が予算削減に苦しんでいる。2003 年に行われた地方自治法の一部改正によって、公共図書館の運営に「指定管理者制度」を導入することが可能となった。そのため、従来進められてきた図書館の一部業務の委託とは別に、公共図書館の運営自体の（館長職も含めた）民間委託が進んでいる。

表 8 概況³⁰

図書館総数	約 39,780 館以上（うち学校図書館は 34,857 館）
資料所蔵総数	約 1,112,682,670 点以上（うち学校図書館は 351,330,000 点）
専任職員数	約 24,834 人以上（うち学校図書館の常勤職員は 6,759 人）

表 9 館種

国立図書館	<p>「国会法」（昭和二十二年四月三十日法律第七十九号）及び「国立国会図書館法」（昭和二十三年二月九日法律第五号）に基づいて設置されている国立国会図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> • 設置母体：立法府（国会） • 設置数：施設は東京本館（東京）、関西館（京都）、国際子ども図書館（東京）の 3 館がある。また、行政各省庁及び司法（最高裁判所）に 27 の支部図書館と 7 つの分館がある • 国会議員の職務の遂行を助けるとともに、日本の出版物を網羅的に収集して書誌を作成し、日本国民に対して図書館サービスを提供する
-------	--

²⁸ 市立・政令指定都市立・特別区立・町立・村立の数字から算出。県立図書館は含まない。

²⁹ 文部科学省で 2005 年に行われた「これからの図書館の在り方検討協力者会議」の議論において、レファレンスサービスの問題点が指摘されている。「Ⅱ これからの図書館の在り方」2 これからの図書館サービスの在り方」「(1) レファレンスサービス」「(1-2) これまでのレファレンスサービスの問題点」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/giron/05080301/001/003.htm、
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/giron/05080301/all.pdf

³⁰ 「日本の図書館 統計と名簿 2011」をもとに国立国会図書館（支部図書館含む）・公共図書館・大学図書館（短期大学図書館・高等専門学校図書館含む）の集計から算出したものと、「平成 22 年度「学校図書館の現状に関する調査」の結果について」をもとにした学校図書館数の合計。いずれも専門図書館等は含まない。

<p>公立図書館³¹</p>	<p>「図書館法」(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)に基づいて地方公共団体が設置する図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> • 設置母体:各公共図書館が属する地方自治体の教育委員会(都道府県立図書館は各都道府県の教育委員会が、市町村立図書館は各市町村の教育委員会が母体) • 設置数:3,210館 • 日本の自治体数に対する設置率は、全国平均で74.2%(町村立図書館の平均設置率は53.4%) • ほとんどが日本の行政区分(都道府県、政令指定都市、特別区、市町村)に沿って設置されている
<p>大学図書館</p>	<p>「大学設置基準」(昭和三十一年十月二十二日文部省令第二十八号)で大学(国立・公立・私立)の組織・規模に応じた専用施設として備えることとされている図書館。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 設置母体:各大学法人(大学の設置認可は文部科学省が担当) • 設置数:1,404館 • 図書館の設置については「特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。」とされている
<p>短期大学 図書館</p>	<p>「短期大学設置基準」(昭和五十年四月二十八日文部省令第二十一号)で短期大学(国立・公立・私立)の組織・規模に応じた専用施設として備えることとされている図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> • 設置母体:各短期大学(短期大学の設置認可は文部科学省が担当) • 設置数:218館 • 図書館の設置については「特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。」とされている
<p>高等専門学校 図書館</p>	<p>「高等専門学校設置基準」(昭和三十六年八月三十日文部省令第二十三号)で高等専門学校(国立・公立・私立)の組織・規模に応じた専用施設として備えることとされている図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> • 設置母体:各高等専門学校(高等専門学校の設置認可は文部科学省が担当) • 設置数:61館 • 図書館の設置については「特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。」とされている

³¹「図書館法」第二条では公立図書館及び私立図書館が定義されており、これらを含んで公共にサービスを提供している図書館のことを一般的に「公共図書館」と称している。

学校図書館	<p>「学校図書館法」(昭和二十八年八月八日法律第百八十五号)で国立・公立・私立を含む小学校・中学校・高等学校に設置を義務付けられている図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> • 設置母体：各学校(学校の所管は国立の場合は各大学法人、公立の場合は各地方自治体の首長又は教育委員会、私立の場合は各学校法人) • 設置数：34,857館
私立図書館³²	<p>「図書館法」(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)に基づいて日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> • 設置母体：日本赤十字社、一般社団法人、一般財団法人 • 設置数：20館
議会図書館・議会図書室	<p>国又は地方自治体の議会に属する図書館・図書室。国の議会(国会)の図書館は国立国会図書館。地方自治体の議会の図書館は、「地方自治法」(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)で設置を義務付けられている図書室。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 設置母体：国立国会図書館は国会、各議会図書室は地方自治体の議会
専門図書館	<p>法律等による規定は無く、様々な専門性を有する図書館を一般的に専門図書館と称している。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「専門図書館協議会」には「官庁の図書館、地方議会の図書室及び民間企業、各種団体、大学、調査研究機関の図書館等」が参加している³³。 • その他、学会・協会・団体の図書館、国際機関や外国政府機関内の図書館、美術館や博物館の図書館、病院図書室³⁴なども含む。

³² 公共にサービスを提供している場合は、公立図書館と共に「公共図書館」に含まれる

³³ 専門図書館協議会ホームページ「設立主旨と歴史」<http://www.jsla.or.jp/1/11/11-2.html>

³⁴ 「医療法」(昭和二十三年七月三十日法律第二百五号)で地域医療支援病院に対して設置を義務付けられている、医療従事者を対象とした図書館。患者を対象としたものは病院患者図書館と呼ばれる。

<p>その他の図書館・資料提供施設等</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 移動図書館（主に公共図書館がブックモバイルなどを使用して行う地域巡回サービスの一つであり、個別の図書館ではない） • 点字図書館（厚生労働省所管の視聴覚障害者情報提供施設³⁵） • 行刑図書館（刑務所等の矯正施設に設置された図書館） • 病院患者図書館（病院内に設置される、患者を対象とした図書館） • 公民館図書室（公民館やコミュニティセンターなどの中に設置された図書室。公共図書館の分館や配本所となっている場合は図書館として扱われる場合もあるが、基本的に図書館には含まないことが多い） • 幼稚園図書館・特別支援学校図書館（「学校教育法」では「学校」の中に幼稚園・特別支援学校も含んでおり、当然ながら幼稚園図書館や特別支援学校図書館も存在する。） • 非常に広域かつ居住者が点在している地域や、山岳部・沿岸部など居住区域が限られている地域などにおいて、図書館が地理的に偏って設置されている場合、それを補うために役場・漁協・農協などの施設に資料が置かれ、図書館・図書室の役割を担うこともある。
------------------------	--

³⁵ 「身体障害者福祉法」（昭和二十四年十二月二十六日法律第二百八十三号）に定められている。

